信託受益権販売業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　株式会社インベスト

二、所在地　福岡県福岡市中央区大名一丁目一四番四五号

三、代表者の氏名　早川　和利

四、取戻しをしようとする有価証券の種類

利付国庫債券（一〇年）

五、回記号　第二七五号

六、供託価額　一〇、〇〇〇、〇〇〇円

七、右の者（登録番号福岡財務支局長（売信）第二十二号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二百三条第四項の権利を有していた者は、平成二十二年九月二十七日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて福岡財務支局理財部金融監督第三課に提出して下さい。

八、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十二年三月二十六日

福岡県福岡市中央区大名一丁目一四番四五号

株式会社インベスト

代表取締役　早川　和利

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　有限会社アイ・キャリア・コンサルト　有限会社アイ・キャリア・コンサルト　千葉県八千代市大和田新田七六四番地三四

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年三月二十六日

千葉県八千代市大和田新田七六四番地三四

有限会社アイ・キャリア・コンサルト

代表取締役　會田健次郎

豊田市の公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　豊田市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

愛知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

豊田市営住宅条例（平成九年豊田市条例第四十三号）別表に規定する豊田市営住宅及び共同施設

三　一で定める者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定に基づいて行う公営住宅及び共同施設の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四　一で定める者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十二年四月一日から

平成二十五年三月三十一日まで

平成二十二年三月二十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番三〇号

愛知県住宅供給公社

理事長　平松三千雄

名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　名古屋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

名古屋市住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

名古屋市営住宅条例施行細則（平成九年名古屋市規則第百十四号）別表第一に掲げる公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

㈡　その他㈠に付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十二年四月一日から

平成二十六年三月三十一日まで

平成二十二年三月二十六日

名古屋市西区浄心一丁目一番六号

名古屋市住宅供給公社

理事長　尾崎　好計

大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設並びに別表第二に掲げる駐車場

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。

（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。

（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。

（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。

（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。

（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十二年四月一日から

平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年三月二十六日

大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内

大阪市住宅供給公社

理事長　山本　重雄

浦添市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　浦添市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

沖縄県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

浦添市営住宅設置及び管理条例（平成十年浦添市条例第五号）第三条第二項、浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年浦添市規則第十一号）別表に掲げる市営住宅並びにこれらの市営住宅に付随する共同施設

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十二年四月一日から

平成二十七年三月三十一日まで

平成二十二年三月二十六日

沖縄県住宅供給公社

理事長　伊波　謙